

「法学専門科目筆記試験の試験範囲等について」

(1) 民法

【試験範囲】

民法の試験範囲は、一般に大学の法学部の民法の講義において取り扱われる分野の全体（親族・相続も含む）です。試験は、令和2年4月1日現在において施行されている規定、すなわち「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」、「民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）」及び「民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）」による改正後の規定に基づいて出題します。

【試験の目的・形式】

この試験は、法学既修者として法科大学院を2年間で修了する（第2年次から履修を始める）ために必要な民法の知識を修得しているかどうかを判断するために行われます。この点を判断するために、法学部の授業に使用される一般的な民法の教科書に書かれている事柄をきちんと理解しているかが問われます。すなわち、民法の定める各制度・法理の趣旨・内容、関連する諸制度・法理間の関係、基本的な解釈論上の問題点等を正確に把握しているかにつき、基本的な能力が試されます。

試験は論述式で行います。

(2) 商法

【試験範囲】

商法の試験範囲は、会社法及び商法その他の実質的意義の商法に関する法令（保険法及び商法第三編海商に関する部分は除きます）としますが、会社法を中心に試験します。

【試験の目的・形式】

企業組織及び企業取引に関する法分野である実質的意義の商法について、法科大学院第2年次から履修するに必要な基礎的能力を身に付けているかどうかを判定します。商法の学習に当たっては、①商法、特に会社法の重要な概念・制度・条文について、なぜそれらが存在するのか、企業をめぐる利害関係者のうち誰のどのような利害と誰のどのような利害が絡み、どのような考え方の下にどのようなしかたで利害が調整されているのかをしっかりと理解すること、②現実の経済社会において商法が実際にどのように運用されまた変容しつつあるのかをたえず意識し、会社法制の基本的な動向を把握することが求められます。試験においても、このような観点から修得の程度が問われることになります。

試験は論述式で行います。

(3) 民事訴訟法

【試験範囲】

民事訴訟法の試験範囲は、民事訴訟法と民事訴訟規則及び民事訴訟法の教科書で触れられている付随法令、関係法令です。総論部分、第一審手続はもちろんのこと、上訴・再審、複雑訴訟・多数当事者訴訟、特別手続も含まれます。

【試験の目的・形式】

法学既修者として法科大学院を第2年次より始めるために必要な民事訴訟法の知識を修得しているかどうかを判断する試験です。したがって、民事訴訟法の教科書及び判例集を自在に読みこなす能力を測ります。判例や通説の理解のほか、学説が対立する構造を理解し、問題解決に至る能力が要求されます。

試験問題は、論述式問題、その他基礎的事項について説明等を求める形式で出題します。解答に対する評価は、試験問題に対する解答の論理的な首尾一貫性を中心に、教科書・判例集から得られた基礎的な知識を正確に用いているか、公正、迅速、真実発見、訴訟経済など、民事訴訟の一般原則に基づいているかなど、総合的に判断します。

(4) 憲法

【試験範囲】

憲法の試験範囲は、一般に大学法学部の憲法の講義において取扱われる分野の全体（＝憲法総論＋人権論＋統治機構論）です。

【試験の目的・形式】

法学既修者として法科大学院を第2年次より始めるために必要な能力を有しているかどうかを、「憲法」の科目について審査する試験です。

試験は論述式で行います。

(5) 刑法

【試験範囲】

刑法，その他の関連法令とします。

【試験の目的・形式】

法学既修者として、法科大学院を2年間で修了する（第2年次から履修を始める）ために必要な基礎的な知識や解釈の能力を身につけているかどうかを判定するための試験です。

具体的には、刑法に関する主要な問題及びそれに関する解釈論的知識を有していることを前提に、①簡単な事案の中から、そこに含まれる刑法上の問題を発見する力、②発見された個別の問題について、関連する個々の条文の意義、基礎にある目的・思想などを踏まえ、自己の見解を説得的に展開する力（日本語の表現力も含みます）などを問います。なお、刑法の分野でも、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていますので、刑法に関する主要判例の内容を正確に理解していることも大切です。

試験は論述式で行います。

(6) 刑事訴訟法

【試験範囲】

刑事訴訟法，刑事訴訟規則その他の関連法令とします（上位規範である憲法規定の理解も必要です）。

【試験の目的・形式】

法学既修者として、法科大学院を2年間で修了する（第2年次から履修を始める）ために必要な基礎的な知識や解釈の能力を有しているかどうかを審査します。

試験は論述式で行います。